

「管子」に見える法家思想の特徴について

兒 玉 公 彦

ま え が き

春秋期の齊の宰相である管仲の手により著わされたと伝えられている「管子」という書物は、八十六篇から成立しているが、すでに十篇は散佚してしまい、篇名だけを残しているにすぎない。また、「幼官」と「幼官圖」は同一の内容である。従つて、現本「管子」は、八十六篇から十一篇を差し引いた七十五篇から成立しているわけである。そのうち、「重令」・「法法」・「君臣上」・「君臣下」・「任法」・「明法」・「正世」・「治國」・「七臣七主」・「禁臧」・「明法解」の諸篇には、一篇全體として、比較的純粹な法家思想が見受けられる。そこで、本稿においては、それら十一篇の内容を中心にして、法家思想の特徴を検討してみたいと考えている。なお、その場合にも、總體的な考察は、決められた紙幅の関係からいつて不可能なので、人民と法の^(注1)の關連に焦點をしほつて論じてみるつもりである。

一

法律や刑罰という強制力でもつて富國強兵の實を擧げようとする現實的な主張を持つた法家が出現し、法家思想がその地位を確立したのは、戰國期のことであつた。その當時において、人民と言へば、農業生産に直接従事する農民のことであると考へて、何等の差し支えもない。^(注1)その事實は、また、「孟子」に見られる次のような論述からも、明らかに窺い知ることができる。

「夫滕、壤地褊小、將爲君子焉、將爲野人焉。無君子莫治野人、無野人莫養君子。」(滕文公上)

「有大人之事、有小人之事。且一人之身、而百工之所爲備。如必自爲而後用之、是率天下而路也。故曰、或勞心、或勞力。勞心者治人、勞力者治於人、治於人者食人、治人者食於人、天下之通義也。」（滕文公上）

この二例の中で、「野人」・「小人」・「勞力者」・「治於人者」と言われているものは、すべて被支配者たる人民を指している。ところで、ここで注目すべきことの第一點は、社會分業という觀點から、支配者と被支配者の存在、搾取者と被搾取者の存在、及び、精神勞働と肉體勞働の對立を、それぞれ合理的なものであると認めていることである。次に、その第二點は、支配者と搾取者と精神勞働従事者（この場合は、知識階級と同義である）は一體であり、他方、被支配者と被搾取者と肉體勞働従事者も一體であるという事實を肯定していることである。支配者は、經濟的に言えば、被支配者に依存していたのである。逆から見れば、直接生産者たる人民が、非生産者たる支配者を養つていたわけである。しかし、人民は、當時にあつては、どこまでも政治の客體であり、主體たる地位を保持するすべもなかつたのである。そして、法との関連において言うならば、人民は、支配者の制定した法を受け取る基盤に他ならなかつたのである。

二

戰國期に至り、自然法的色彩の強い禮を中心とした傳統的な權威主義、及び、それに支えられた社會秩序を打破せんとしたものは、性惡説（注2）を前提とした法家の實定法思想であつた。この法家と呼ばれた學者達は、たとえ仁義道德があつたとしても、それは人民を統治する上で何等實質的な強制力を持つものではないと考え、それに代り得るものとして、法の制定、及び、その明示・公開を極力主張したのである（注3）。そうしてこそ、人民を統治することが可能であると強調しているのである。次に、そのことを示す論述が「管子」にもかなり見受けられるので、いくつか擧げてみる。

「不明於法、而欲治民一衆、猶左書而右息之。（中略）治民一衆、不知法不可。」（七法）

「制儀法、出號令、莫不嚮應、然後可以治民一衆矣。」（七法）

「治衆有數。（中略）制法儀、出號令、然後可以一衆治民。」（兵法）

「夫法之制民也、猶陶之於埴、冶之於金也。」(禁臠)

法を制定すれば、その物理的な強制力を楯に取つて、人民の行動や意思を規制して、一つの枠内に抑えることができる。と説くのである。「治民」とか「一衆」とかいう状態は、そのことである。このような状態に至れば、その次には、「用民」とか「使衆」とかいう状態への移行が考えられて然るべきである。

「凡牧民者、欲民之可御也。欲民之可欲、則法不可不重。法者、將立朝廷者也。將立朝廷者、則爵服不可不貴也。爵服加于不義、則民賤其爵服。民賤其爵服、則人主不尊。人主不尊、則令不行矣。法者、將用民力者也。將用民力者、則祿賞不可不重也。祿賞加于無功、則民輕其祿賞。民輕其祿賞、則上無以勸民。上無以勸民、則令不行矣。法者、將用民能者也。將用民能者、則授官不可不審也。授官不審、則民閒其治。民閒其治、則理不上通。理不上通、則下怨其上。下怨其上、則令不行矣。法者、將用民之死命者也。用民之死命者、則刑罰不可不審也。刑罰不審、則有辟就。有辟就、則殺不辜而赦有罪。殺不辜而赦有罪、則國不免於賊臣矣。故夫爵服賤、祿賞輕、民閒其治、賊臣首難、此謂敗國之教也。」

(權修)

「使民之衆爲己用奈何。曰、法立令行、則民之用者衆矣。法不立令不行、則民之用者寡矣。故法之所立令之所行者多、而所廢者寡、則民不誹議。民不誹議、則聽從矣。法之所立令之所行、與其所廢者鈞、則國毋常經。國毋常經、則民妄行矣。法之所立令之所行者寡、而所廢者多、則民不聽。民不聽、則暴人起而姦邪作矣。」(法法)

「凡人主莫不欲其民之用也。使民用者、必法立而令行也。故治國使衆莫如法、禁淫止暴莫如刑。」(明法解)

最後の論述にもあるように、「用民」、あるいは、「使衆」を望まない君主は、どこを探したとしても、決して存在するはずがないと言える。人民を勞役や軍役などに使用できなければ、國を統治することは、到底不可能だからである。君主が自分のためになるように人民を働かせようとするには、やはり他律的な規範である法を、どうしても制定する必要がある。そうしてこそ、「民之用者衆矣」(法法)という状態に至るわけである。法とは、結局のところ、「民力」や「民能」

を使用せんとするための手段に他ならないのである。

さて、前掲した「權修」に「法者將用民之、死命者也」とあり、その他、「禁臧」には「法者天下之儀也、所以決疑而明是非也、百姓所縣命也」とあり、同じく「明法解」にも「法者天下之程式也、萬事之儀表也、民之所縣命也」とあるように、法とは、人民の死命を制するためのものでもあると言うことができる。すなわち、法は、人民を威嚇することにより、不正や犯罪の發生をあらかじめ防止せんとする役割をも持つているのである。そして、人民は、法や君主の命令や刑罰を非常に畏怖したのである。これらの三者の中で、人民が最も畏怖したものは、勿論刑罰にちがいない。そこで、法令や刑罰に對する人民の畏怖を明白に示す論述、並びに、法令や刑罰の持つ威嚇的な性格を如實に物語る論述をいくつか列挙し、最後にまとめて説明を加えることにする。

「正法直度、罪殺不赦、殺僂必信、民畏而懼、武威既明、令不再行。」（版法）

「凡國無法、則衆不知所爲。無度、則事無儀。有法不正、有度不直、則治辟。治辟則國亂。故曰、正法直度、罪殺不赦、殺僂必信、民畏而懼、武威既明、令不再行。」（版法解）

「明主在上位、有必治之勢、則群臣不敢爲非。是故群臣之不敢欺主者、非以愛主也、以畏主之威勢也。百姓之爭用、非以愛主也、以畏主之法令也。故明主操必勝之數、以治必用之民、處必尊之勢、以制必服之臣。故令行禁止、主尊而臣卑。故明法曰、尊君卑臣、非計親也、以勢勝也。」（明法解）

「凡先王治國之器三、攻而毀之者六。明主能勝六攻、故不益於三者、而自有國正天下。亂主不能勝六攻、故亦不損於三者、而自有天下而亡。三器者何也。曰、號令也、斧鉞也、祿賞也。六攻者何也。曰、親也、貴也、貨也、色也、巧佞也、玩好也。三器之用何也。曰、非號令毋以使下、非斧鉞毋以威衆、非祿賞毋以勸民。六攻之敗何也。曰、雖不聽而可以得存、雖犯禁而可以得免、雖毋功而可以得富。」（重令）

「明主之治也、縣爵祿以勸其民、民有利於上、故主有以使之。立刑罰以威其下、下有畏於上、故主有以牧之。故無爵祿

則主無以勸民、無刑罰、則主無以威衆。」(明法解)

「明主之道、立民所欲、以求其功、故爲爵祿以勸之。立民所惡、以禁其邪、故爲刑罰以畏之。故案其功而行賞、案其罪而行罰。如此、則群臣之譽無功者不敢進也、毀無罪者不能退也。故明法曰、譽者不能進、而誅者不能退也。」(明法解)

これらの論述の中で、注目すべき點が二つある。その第一點は、三番目の「明法解」に見える「百姓之爭用、非以愛主也、以畏主之法令也」という主張である。人民が先を争つてまで君主のために働くようになるのは、何も君子を敬愛するからではなくて、君主の法令を畏怖するからであると述べている。これを君主の側から言うと、法令や刑罰の持つ威嚇的な性格を利用すれば、人民を意のままにいつでも働かせることができるということになるのである。そして、そうできれば、君主は、自己の地位や權威を強固にし、その上で國家を強大にするということも、當然のことながら可能になるわけである。このような「明法解」の論述には、法家の階級意識がかなり明白に現われていると考えられるのである。

次に、注目すべき點の第二は、「重令」に見える「三器」(「號令」・「斧鉞」・「祿賞」)の比重である。ただし、いずれの比重が大きいかということは、他の論述などからも容易に判断できると考えられる。「斧鉞」(刑罰の意)が最も重視されているということは、何等疑いを挟む餘地もない。「祿賞」は、ほんのつけたしにすぎないのである。

なお、第一番目の「版法」と第二番目の「版法解」の例文から知られるように、「版法解」とは、「版法」の文章を數句ずつ敷衍解釋したものであつて、「管子解」五篇の中に含まれている。「明法解」もまた然りである。

さて、人民を強制的に働かせるための手段として法の制定を主張する法家は、當然のことながら、法の安定性を非常に強調するのである。従つて、一度公布した法を損つたり、變更したりすることが、とりもなおさず法の安定性を害することにつながるとして、それらのことを嚴禁している。次に、いくつか例を擧げて、それぞれ説明を加えることにする。

(1)「世主所貴者寶也、所親者戚也、所愛者民也、所重者爵祿也。明君則不然。致所貴、非寶也、致所親、非戚也、致所愛、非民也、致所重、非爵祿也。故不爲重寶、虧其令、故曰、令貴於寶。不爲愛親危其社稷、故曰、社稷愛於親。不爲愛

民、枉其法、故曰、法愛於民。不爲重爵祿分其威、故曰、威重於爵祿。」(七法)

ここで言う「世主」とは、「韓非子」の「姦劫弑臣」に見られる「世主」と同じく世間一般の君主という意味であり、「明君」と對立させていることからして、凡庸なる君主という意味をも含ませていると解すべきである。明君たらんと欲するならば、たとえ財寶を重んずるためであつても命令を差し控えてはならないし、また、人民を愛するためであつても法を曲げてはならないと主張している。「法愛於民」などとあるように、人民や財寶よりも法令を優先させるべきだと言うのである。法至上主義的な考え方である。それにしても、「世主所愛者民也」というのは、いかにも法家らしい發想であると考えられる。

(2) 「號令已出、又易之、禮義已行、又止之、度量已制、又遷之、刑法已錯、又移之。如是、則慶賞雖重、民不勸也、殺戮雖繁、民不畏也。」(法法)

法令の不變性を固く維持すべきであるという主張である。なお、ここで法令と禮義を併せ説いている點に注目すべきである。仁義道德を完全に否定しざることはできず、それを法の内に組み入れており、法を補完するものとしての仁義道德の役割をある程度は認めていると考えられる。これは、「管子」に見える法家思想の特徴の一つである。

(3) 「故曰、令重於寶、社稷先於親戚、法重於民、威權貴於爵祿。故不爲重寶、輕號令、不爲親戚後社稷、不爲愛民枉法律、不爲爵祿分威權。」(法法)

(1)の論述の主旨と同じなので、説明は省略する。

(4) 「計上之所以愛民者、爲用之愛之也。爲愛民之故、不難毀法虧令、則是失所謂愛民矣。夫以愛民用民、則民之不用明矣。」(法法)

この論述の前半では、「用民」こそが君主の意圖する所であり、「愛民」は、「用民」のための單なる方便にすぎないと強調している。君主にとつては、あくまでも「用民」が主であり、「愛民」は従であるべきだと述べている。これは、明

らかに支配階級の立場と利益を擁護する主張である。更に、後半の部分にも、法家の階級意識がはつきりと現われている。人民を愛するがために、法令を廢止したり、それに手加減を加えたりするならば、却つて、それは君主自身の眞に意圖する所（「用民」）を見失つてしまうことになるかと述べているからである。つまり、「愛民」より「不毀法」・「不虧令」のほうが緊要であると主張しているのである。ここからも法の安定性を非常に重視していたことが知られるのである。

(5) 「所謂仁義禮樂者皆出於法。此先聖之所以一民者也。周書曰、國法。法、不、一、則、有、國、者、不、祥。民不道法、則不祥。國、更、立、法、以、典、民、則、不、祥。群臣不用禮義教訓、則不祥。百官服事者離法而治、則不祥。故曰、法者不可不恆也。」（任法）

法が一定していなければ、災いが起るし、また、法を變更して人民を統治しようとするならば、やはり災いが起ると主張している。そして、法というものは、一定不變でなければならぬという主張を以て、全體を締め括つているのである。^(注4)

ここに列擧した數例の論述だけからも、法の安定性をいかに重視していたかということが理解される。明君たらんと欲するならば、たとえいかなる理由があろうとも、君主自身が法を損つたり、變更したりしてはならないと主張している。何故ならば、それは、法がしばしば損われたり、變更されたりすれば、たとえ死刑を始めとする刑罰がいかに多く實施されたとしても、人民はその法を少しも畏怖しなくなり、ついには、法を輕視侮蔑するまでになるからであるというのである。なお、「法愛於民」とか「法重於民」とかいふ主張から、「明君所愛者法也」という點を強調したいわけなのである。がないと考えられる。法家は、結局のところ、「明君所愛者法也」という點を強調したいわけなのである。

ところで、前にも少し觸れたが、法家は、法の規定に従つた刑罰の實施が重要であると主張している。それは、「必罰」及び「嚴罰」が法の安定性を維持することと密接に關連しているからに他ならない。それ故に、もし有罪であるならば、たとえいかなる理由があろうとも、決して赦免してはならないと主張するのである。次に、いくつか例を擧げて、説明を加えてみる。

(1)「民毋重罪、過不大也。民毋大過、上毋赦也。上赦小過、則民多重罪、積之所生也。故曰、赦出、則民不敬、惠行、則過日益。惠赦加於民、而圜圜雖實、殺戮雖繁、姦不勝矣。故曰、邪莫如蚤禁之。赦過遺善、則民不勵。有過不赦、有善不遺、勵民之道、於此乎用之矣。」(法法)

人民に大きな過失がないのは、君主が罪を犯したものを赦免しないからであると述べている。君主に對して、「有過不赦」という態度を堅持すべきであると説いているのである。これは、明らかに法家の必罰主義を表わすものである。

(2)「凡赦者、小利而大害者也、故久而不勝其禍。毋赦者、小害而大利者也、故久而不勝其福。故赦者、犇馬之委轡也。毋赦者、痠睡之硃石也。(中略)惠者多赦者也、先易而後難、久而不勝其禍。法者毋赦者也、先難而後易、久而不勝其福。故惠者民之仇讎也、法者民之父母也。」(法法)

この論述からは、法家思想に特有な論理の展開を、はつきりと窺い知ることができる。「惠」とは、赦免が多いことである。(特赦とか恩赦とかを意味するものではない)とにかく、初めは、人民に喜ばれるので、容易に赦免を實施してしまふ。しかし、時の経過につれて、人民は赦免に狎れてしまひ、過失や不正を平氣で行なうようになってしまふ。だから、「惠」は、人民にとつて、自分達の仇敵の如き存在になつてしまふのである。それに反して、「法」とは、全く赦免を實施しないことである。初めは、必罰であり、嚴罰であるので、人民はそれを非常に畏怖するけれども、時の経過につれて、人民は自然に過失や不正を行なわないうようになる。だから、「法」は、人民にとつて、自分達の父母の如き慈愛あふれた存在になつてしまふのである。それにしても、「法者民之父母也」という部分には、法家の持つ階級意識が如實に現われていると考えられる。「惠者民之父母也」とは、絶対に主張していないのである。これが正に法家思想の法家思想たる所以なのである。ところで、人民の側からすれば、「法者民之仇讎也」というように、法令や刑罰が畏怖する對象になることはありうるけれども、父母の如き存在になることは決してありえないはずである。そもそも、人民が君主のために働くのは、法令や刑罰を畏怖するからに他ならないのである。前掲した「明法解」の「百姓之爭用、非以愛

主也、以畏主之法令也」という論述が、そのことを明白に物語っているわけである。

(8) 「以有刑至無刑者、其法易而民全。以無刑至有刑者、其刑煩而姦多。夫先易而後難、先難而後易。萬物盡然。明主知其然。故必誅而不赦、必賞而不遷者、非喜予而樂殺也、所以爲人致利除害也。於以養老長弱、完活萬民、莫不明矣。」(禁藏)

ここでは、一人に刑罰を加えることにより、社會の一般大衆を威嚇すれば、結果的には「無刑」という理想的な状態になると主張している。これは、「尙書」の「大禹謨」に見える「刑期于無刑」という論述の主旨と基本的に一致している。そうすると、このような威嚇主義は、何も法家だけに見受けられる特徴ではないわけである。

(4) 「故人臣之行理奉命者、非以愛主也、且以就利而避害也。百官之奉法無姦者、非以愛主也、欲以受爵祿而避罰也。故明法曰、百官論職、非惠也、刑罰必也。」(明法解)

これは、前の三例と異なり官吏に對する必罰について述べたものであるが、注目すべき論述が見られるので、ここに例として挙げてみたわけである。官吏が法を遵守するのは、何も君主を敬愛しているからではなくて、刑罰を畏怖し、それを回避しようとするからに他ならないと主張している。そして、その理由としては、人間の誰しもが、「就利而避害也」という自利觀念(金5)を保持しているからこそ、そのような態度をとるのであると述べている。自利觀念を經濟活動という枠内だけに止まらせずに、このように法治學說の中にも押し及ぼしているのが、「管子」に見える法家思想の特徴の一つであると考えられる。

これまで検討してきたことから知られるように、人民の側からすれば、法が自分達の利益や權利を擁護してくれるものではなかつたのである。つまり、法が人民の力強い味方であることはなかつたわけである。しかしながら、「管子」では、官吏の擅斷を防止するための手段として、法の機能を強調しており、その場合に限つて、人民に一定程度の權利を保障しているのである。そこで、「明法解」に見られる論述を例にして、いささか説明を加えてみる。

「明主者、有法度之制。故群臣皆出於方正之治、而不敢爲姦。百姓知主之從事於法也。故吏之所使者、有法、則民從

之、無法、則止。民以法與吏相距、下以法與上從事。故詐僞之人不得欺其主、嫉妬之人不得用其賊心、讒諛之人不得施其巧、千里之外、不敢擅爲非。故明法曰、有法度之制者、不可巧以詐僞。」

官吏が人民を使用する場合、法に適つてゐるならば、人民は、官吏の下した命令に従うけれども、それに反して、法に背いてゐるならば、人民は、ただ單に命令に従おうとしないばかりか、法の規定に基づいて、官吏と對抗するようにまでなると主張してゐる。すなわち、人民が法に依據して、拒否や抗議の態度をとり、官吏に對して合法的な抵抗運動を行なつてよいと認めてゐるわけである。そして、そのようにすれば、官吏は、君主を欺いてまで、私腹を肥やすなどという不法行爲を行なうことができなくなるというのである。しかしながら、ここで言う人民の抵抗運動の及び得る所は、「民法與吏相距」とあるように、官吏に限られていたのである。法を制定する目的の一つは、確に官吏の擅斷を防止する點にあつたということが知られるのである。従つて、官吏より上に立つ君主に對する人民の抵抗は、絶対に容認されるはずのものではなかつたわけである。「明法解」に見えるこのような主張からも、法家思想の階級性を容易に理解することができるのである。

三

個々の思想の階級性を論ずるに當つては、人民をどのように捉えてゐるかという點が重要な決め手になると考えられる。すなわち、對人民觀を一つのめやすにすれば、その思想の階級性を比較的容易に理解することができるのである。それ故に、本稿においては、君主と法、及び、官吏と法の關連についてあまり觸れず、人民と法の關連を中心にして検討を行なつてきた次第である。

ところで、本稿の初めに、「孟子」の例を引いて説明したように、戰國期においては、經濟的に言えば、非生産者である支配階級が直接生産者である人民大衆に依存してゐたのであるから、支配階級にとつては、人民をいかにして支配するかということ、人民からいかにして搾取するかということが、内政の重要課題であつた。何故ならば、それが既存の社會

秩序や階級支配を維持し、強化することと密接に關連していたからである。そこで、それまでの傳統的な禮に變り得る階級支配の手段として新たに案出されたものが、物理的な強制力を伴った法であつた。そのような法を、人民との關連において言うならば、それは、政治の客體たる人民を威嚇する武器であり、人民を統治し、使用するための手段に他ならないのである。従つて、法の安定性は、刑罰という國家的な制裁によつてもあくまで維持しようとし、遵法は、どこまでも嚴格なることを期したわけである。そして、このような法治國家にあつて、人民は、常に法の遵守を要求されながら、他方では、國家への奉仕を強制され、刑罰や恩賞によつて勞役や軍役に驅り出されたのである。その場合に、恩賞はあまりあてにはならないが、刑罰は間違いなく加えられたのである。

以上のような法を中心とした階級支配を理論の上から支持し、擁護するのが、法家の主張した法治思想であつた。法治思想と言つても、その中には、衛治や勢治の主張が含まれるし、更に、法治思想の發展として現われる愚民（弱民）・貴農抑商・富國強兵などの主張も當然のことながら含まれるのである。それ故に、このような法治思想の持つ基本的な性格を考慮するならば、それが支配階級のために奉仕するイデオロギーであるということは、決して否定できない事實なのである。^(注6)それと同じく、法家が支配階級のイデオロギーであるということも明白な事實なのである。

戰國期に至り、支配階級のイデオログとして、その姿をはつきりと現わした法家と呼ばれる學者達は、對内的には、刑罰を用いてでも階級支配を維持すべしと主張している。また、對外的には、富國強兵を基礎とし、他國を侵略し、その領地や人民を奪取して自國の支配下に置き、強大なる國家を建設すべしと主張している。すなわち、侵略兼併戰爭の主張である。刑罰は、國家が人民に對して加える暴力の一つであり、侵略兼併戰爭は、國家が行使する最大の暴力である。法家は、このように國家の暴力を辯護し、それによる對内鎮壓と對外戰爭を強力に主張しているのである。法家の特徴は、このような階級意識を少しも隠蔽したり、粉飾したりしなかつたという點にある。これは、こうした主張が、亂世と呼ばれた戰國期における歴史發展の趨勢と基本的に合致していたという事實を明白に物語つているのである。そして、周王朝

の支配下から、各地の諸侯が徐々に離れてゆき、戦國の七雄などと言われるように、獨立した一つの國家を形成していた當時の客觀的な條件の下にあつて、法家のこのような思想は、中國の統一を推進してゆく上で、非常に大きな役割を果したわけである。

(大學院博士課程)

注1 本稿で言う「人民」とは、法に服従し、君主の命令を待ち受ける者のことであり、別な側面から見れば、農業生産に従事する農民のことである。なお、「管子」には、それらの事實を示す論述がいくつも見受けられるので、参考として、擧げておく。

「故曰、有生法、有守法、有法於法。夫生法者君也、守法者臣也、法於法者民也。」(任法)

「民者、衆物之象也、各立其所職以待君令。」(任法) 「務四支之力、修耕農之業以待令者、庶人也。」(君臣上)

注2 「管子」に見受けられる性惡説的な論述としては、「禍言」の「人故相憎也、人之心悍、故爲之法」という例を擧げることができぬ。(「人故相憎也」の「故」は、「固」という意味に解釋した)

注3 法の明示・公開を主張する論述を擧げておく。ともに「任法」に見える例である。

「故明王之所恆者二。一曰、明法而固守之。二曰、禁民私而收使之。此二者、主之所恆也。夫法者、上之所以一民使下也。私者、下之所以侵法亂主也。故聖君置儀設法而固守之。」

「故聖君設度量置儀法、如天地之堅、如列星之固、如日月之明、如四時之信。然故令往而民從之。」

注4 現在通行している「管子」には、誤字・脱字・衍字などがかなり見受けられる。たとえば、ここに引用した「任法」の論述も、通行本では、「國更立法以典民、則祥。……故曰、法者不可恆也」となっている。従つて、本稿に引用した例文は、「管子集校」(郭沫若・聞一多・許維遯撰、北京科學出版社)の諸説を参考にして、改めたり、削つたり、加えたりしたところも少なくない。しかし、紙幅の関係から、その旨をいちいち附記しないことにした。

注5 「管子」には、自利觀念を以て、經濟活動を説明しようとする論述がいくつも見受けられるので、参考として、「禁藏」の例を擧げておく。

「凡人之情、見利莫能勿就、見害莫能勿避。商人通賈、倍道兼行、夜以續日、千里而不遠者、利在前也。漁人入海、海深百仞、就波逆流、乘危百里、宿夜不出者、利在水也。故利之所在、雖千仞之山、無所不上、深淵之下、無所不入焉。故善者執利之在、而民自安。不推而往、不引而來、不煩不擾、而民自富。如鳥之覆卵、無形無聲、而唯見其成。」

注6 一般的に言つて、あらゆる社會的な意識形態の中でも、法律思想は、政治思想と並んで、階級間の利害關係と最も密接に結び付いているために、その階級性が強烈に、しかも、鮮明に現われてしまうのである。そのことは、本文でも觸れたように、人民大衆が政治の客體であり、その上に、法を受け取る基盤であるという點を考慮するならば、首肯することができるはずである。